

RICOS Production Suite 共通利用規約

本共通利用規約は、当社が管理・運営するクラウド型プラットフォームシステム及び当該システムを通じて当社が提供するプラットフォームサービスであって、当社が「RICOS Production Suite」の名称で提供するシステム及びサービス（総称して以下「本サービス」といいます。）の利用に関する諸条件を定めたものとなります。本サービスを利用する全ての契約者は、本共通利用規約を遵守して頂く必要があります。

尚、本サービスの利用に際し、本サービスの拡充機能（以下「拡充機能サービス」といいます。）を利用する場合において、各拡充機能サービスの利用規約が存在する場合には、当該利用する拡充機能サービスの利用規約も本共通利用規約の一部を構成するものとします（本共通利用規約及び当該利用する拡充機能サービスの利用規約を総称して、以下「本規約」といいます。）。本共通利用規約と拡充機能サービスの利用規約の内容が相反し又は矛盾する場合は、拡充機能サービスの利用規約を優先するものとします。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約において使用する次の用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 「当社」

株式会社RICOSをいいます。

(2) 「契約者」

第6条（申込み）に定める当社所定の方法により本サービスを利用するための利用申込みを行い、当社との間で利用契約が成立した事業者（法人、団体及び個人事業主等を含みます。以下同じ。）をいいます。

(3) 「申込者」

第6条（申込み）に定める当社所定の方法により本サービスを利用するための利用申込みを行った者のうち、当社との間で利用契約が成立する前の事業者をいいます。

(4) 「利用者」

契約者が本サービスの利用を許可する契約者の役員、社員、従業員その他関係者をいいます。

(5) 「利用契約」

本サービスの利用を目的として、第6条（申込み）の定めに従い契約者と当社との間で締結される契約をいいます。

(6) 「本サービスサーバ」

当社が本サービスを稼動するために用いるクラウドサーバをいい、このサーバ内に本サービスのアプリケーション及びデータベースを設置します。

(7) 「契約者データ」

契約者が本サービスを利用することで本サービスのデータベースに保存された一切のデータをいいます。

第2条（本規約の適用等）

1. 本規約は、全ての契約者に適用されるものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用する利用者が本規約に違反しないよう管理監督責任を負うものとします。また、契約者が利用を許可した利用者による本サービスの利用は、当社からみた場合、全て契約者自身の利用であるものとみなし、利用者による本規約違反は契約者自身による本規約違反とみなして本規約に基づ

き処理及び対応をします。

- 当社が本サービスに関する個別規定（個別の規約等）を別途定める場合は、当該個別規定も本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規定の内容が相反し又は矛盾する場合は、個別規定を優先するものとします。
- 第6条（申込み）に定める当社所定の申込書と本規約の内容が相反し又は矛盾する場合は、申込書を優先するものとします。

第3条（本規約の変更）

- 当社は、当社の判断に基づき、契約者に事前通知をすることなく本規約を変更することがあります。
- 本規約の変更は、変更後の規約内容が契約者に通知され、当該変更後の規約の改定日が到来したことをもって有効となります。契約者は、変更後の規約内容に対して異議がある場合は、変更後の規約内容が契約者に対して通知された日から2週間以内に、当社に対して異議を申立てができるものとします。尚、変更後の規約が有効となった後に契約者が本サービスを利用した場合又は変更後の規約内容が契約者に対して通知された日から2週間が経過しても当社に対して異議の申し立てがなされなかった場合は、当該システム利用又は期間経過をもって契約者が変更後の規約内容に対して同意したものとみなします。
- 前項の異議申立てがなされた場合、契約者及び当社は協議をして解決を図るものとします。

第4条（本サービスの機能等）

- 本サービスの機能は、利用契約締結時の機能に限定されるものではなく、当社は隨時当社の判断に基づき機能を追加及び改良等する場合があります。
- 当社は、本サービスの機能、対応端末、対応OS及び対応ウェブブラウザ等を追加、変更又は削除等する場合、事後に追加、変更又は削除等の内容を契約者に対し通知することで周知を図るものとします。但し、契約者に対する影響の小さい軽微な追加、変更又は削除等であると当社が判断するものについては、通知を要しないものとします。

第5条（通知）

- 当社は、本サービスに関する情報又は案内等を通知する必要が生じた場合、その内容に応じて当社が選択する次のいずれかによる方法で、契約者に対し通知します。
 - 契約者の連絡先電子メールアドレス宛に電子メールを送付する方法。
 - 本サービスの利用画面に掲載する方法。
- 前項の通知は、前項各号いずれかにより送付又は掲載された時点から有効とします。尚、当社が適切に通知を行った場合に、当該通知を契約者が確認しなかったこと又は確認できなかったことに起因して発生した損害等について、当社は一切の責任を負うものではありません。

第2章 利用の申込みに関する規定

第6条（申込み）

- 本サービスを利用するには、本規約に同意の上で、当社所定の申込書等の書面又は当社所定のWEBサイト上の申込フォームに必要事項を記載して当社に提出する必要があります。尚、申込書等の書面が当社に提出された時点で、当社は当該申込者が本規約に同意しているものとみなします。
- 当社は、当社の基準に従って、前項の申込みに対する承諾可否を判断するものとし、承諾する場合は、その旨を当該申込者に対して通知します。尚、この承諾通知をもって利用契約が締結されたものとし、当該

申込者は以降契約者となります。

3. 当社は、申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込者の申込みを承諾しない場合があります。また、利用契約締結後に申込者が次のいずれかに該当する者であることが判明した場合は、当社は直ちに利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 過去に当社が運営するシステム又はサービス等の規約等に違反したことがある場合。
 - (2) 申込みを通じて当社に送信又は提出した内容に虚偽、誤り又は記入漏れ等がある場合。
 - (3) 申込者が第 25 条（当社による解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合。
 - (4) 申込者が第 26 条（反社会的勢力）第 1 項の保証事項に違反する場合。
 - (5) 前各号の他、当社の取引基準に基づく審査により申込者の本サービス利用が不適当と判断する場合。

第 7 条（契約内容等の変更又は追加）

1. 契約者は、締結した利用契約の内容を変更し又はサービスの追加等を希望する場合は、当社にその旨を通知するものとします。尚、その場合、当社が別途 WEB 上での申請を含めて必要な手続きを行うことを契約者に対し指示するときは、当該指示に基づき契約者は当該手続きを行う必要があります。
2. 前項による利用契約の内容の変更又はサービスの追加等に対して、当社が承諾する旨を契約者に対し通知した場合、当該利用契約の内容の変更又はサービスの追加等についての合意があったものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用申込時に当社に提出又は届出した契約者に関する情報に変更が発生した場合は、直ちに当社へ変更の届出を行う義務を負います。この届出を契約者が怠ったことにより生じる損害及び諸問題について、当社は一切の責任を負うものではありません。

第 3 章 本サービスの利用に関する基本的な規定

第 8 条（本サービスの利用）

1. 当社は、契約者が本規約の各条項を遵守することを条件に、契約者が本サービスを利用すること及び契約者が許可する利用者が本サービスを利用することを許諾します。
2. 本サービスは、利用契約締結後、契約者が本サービスの利用を開始するために必要な当社による初期設定が完了し、本サービスの利用を開始するために必要なアカウント情報（ID 及びパスワード等をいいます。以下同じ。）を当社が契約者に対し発行した時点で利用を可能となります。
3. 契約者は、本サービスの利用を開始するために必要な当社指定の情報（初期設定のために必要な情報等をいいます。）を当社に対し開示及び提供するものとします。尚、これら必要な情報の開示及び提供が遅くなつた場合、その分本サービスの利用開始が遅くなる場合があります。
4. 本サービスを利用するためには、契約者側の端末、通信機器及びインターネット環境等は、全て契約者の責任及び費用負担で用意、導入、設定及び管理するものとします。

第 9 条（アカウント情報の管理）

1. 契約者は、当社が契約者に対し発行するアカウント情報及び契約者が管理者権限アカウントを利用して作成したアカウント情報（これらのアカウント情報を総称して以下「契約者アカウント情報」といいます。）の管理を自己の責任において行わなければならぬものとし、その管理不十分、利用者による使用を含む使用上の過失又は錯誤、第三者の使用等により発生した一切の損害等の責任を負うものとします。尚、当社は、これらの損害等に対して一切責任を負いません。
2. 当社は、契約者アカウント情報を使用して行われた全ての行為は、契約者による行為とみなし、当該行為が盜用又は不正使用等による第三者の行為であったとしても、それらにより生じた損害等につき、当社の

故意又は過失により契約者アカウント情報が流出した場合を除いて、当社は一切の責任を負うものではありません。

第10条（自己責任の原則）

- 契約者は、全て自らの責任のもとにおいて本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対し責任を求めるものとします。
- 契約者は、本サービスの利用を通じて入力及び送信等したデータの内容に関しての一切の責任を負うものとします。また、契約者が本サービスを利用して得た情報等については、契約者の責任及び判断で利用するものとし、当社は契約者が当該情報等を利用した結果について、一切の責任を負うものではありません。
- 契約者は、本サービスの利用を原因として第三者に損害等を与えた場合若しくは第三者との間で紛争等が生じた場合、これらの事態を契約者自らの責任及び費用負担で解決するものとします。尚、当社はこれら損害等に関して、一切の責任を負わないものとします。

第11条（禁止事項）

- 契約者は、本サービスの利用に関して、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
 - 本規約の条項のいずれかに違反する行為。
 - 本サービスの機能制限、利用制限又は編集制限を解除すること及びこれらに関する情報、機器又はソフトウェア等を譲渡、貸与、配布又は公開等する行為。
 - 本サービス（本サービスのためのシステム及びアプリケーションを含みます。）に対しリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等をする行為。
 - 本サービス（本サービスのためのシステム及びアプリケーションを含みます。）を改変、翻案又は改ざん等する行為。
 - 当社若しくは第三者の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。以下同じ。）その他の知的財産権、プライバシー権又はその他権利（本サービスに係る当社の知的財産権を含みます。）を侵害する行為。
 - 当社若しくは第三者を差別し、誹謗中傷し又は名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - 本サービスの利用権限を第三者に譲渡すること又は本サービスの利用権限をリース、レンタル、ローン若しくは販売等すること。
 - 利用契約及び本規約上の契約者の地位又は権利義務を第三者に譲渡又は引き受けその他承継されること。
 - 意図的に本サービスサーバに過度の負担を与える行為。
 - ウィルス感染したデータファイルのアップロード等のシステムサーバに明らかに悪影響を及ぼすデータファイルのアップロード。
 - 前各号の他、法令、公序良俗に違反する行為及びその他当社が不適当とみなす行為。
- 当社は、契約者の行為が前項各号いずれかに該当し又は該当するおそれがあると判断する場合、直ちに禁止行為の防止対応及び本サービス提供中止等の当社が適切と判断する措置を講じができるものとします。また、当社はこれらの措置とともに又は措置に代えて、契約者に対し禁止行為の差止め又はデータ削除等の措置を講じるよう要請することができるものとし、この場合、契約者はかかる当社の要請に応じるものとします。
- 契約者は、本条に違反したことにより第三者からクレーム又は異議申立て等が発生した場合、利用契約期

間中はもとより利用契約終了後であっても、契約者自らの責任と費用負担でこれを処理及び解決するものとし、当社は一切の責任を負うものではありません。

第4章 料金に関する規定

第12条（利用料金）

- 契約者は、当社に提出した申込書の内容に基づき、申込書記載の利用契約の開始日から利用契約の終了日までの期間について、本サービスの利用に係る料金（以下「本サービス料金」といいます。）を当社に対し支払うものとします。
- 契約者は、本サービス料金を当社からの請求書に従い、申込書記載の利用契約の開始日までに又は申込書に支払期日の記載がある場合にはその支払期日までに、支払うものとします。
- 前2項の規定は、第23条（有効期間）による利用契約の更新があった場合についても適用します。この場合、前2項の申込書記載の利用契約の開始日を当該更新に係る利用契約の開始日として適用し、利用契約の終了日を当該更新に係る利用契約の有効期間の終了日として適用するものとします。
- 当社は、本サービスの利用及び利用契約が途中で終了した場合であっても、当社が第25条（当社による解約）第1項各号に該当する場合若しくは第2項第1号に該当する場合等の当社の責に帰すべき事由による解約の場合を除き、当該終了時点までに発生した契約者が当社に対し支払うべき本サービス料金を減額又は免除等することはありません。また、いかなる場合も、当社が契約者から受領済みの本サービス料金を返金することはありません。

第13条（支払方法）

- 契約者は、申込書で別途異なる定めがない限り、当社指定の金融機関口座宛に振り込む方法により当社に対し本サービス料金を支払うものとします。尚、契約者の当社に対する支払いに係る手数料が発生する場合、当該手数料は契約者の負担とします。また支払額において1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てるものとします。
- 契約者は、当社に対し本サービス料金の支払いを行う際、当該支払いに係る消費税等相当額（消費税法及び地方税法に基づき課税される消費税及び地方消費税の合計税額）を加算して支払うものとします。尚、消費税の改定があった場合には、改定月より改定後の税率による消費税が適用されます。

第14条（支払遅延の措置）

- 契約者は、本サービス料金の支払いを遅延した場合、支払期限の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を、年365日の日割計算により算出し、当該金銭債務に賦課して当社に対し支払うものとします。
- 当社は、契約者による本サービス料金の支払いが支払期日までに行われなかった場合、当該料金の支払いが全て行われるまで、本サービスの提供を停止する等の措置（本サービスにログインをすることができないようになる等の措置を含みます。）を講じることができるものとします。

第5章 情報の取扱いに関する規定

第15条（機密保持義務）

- 契約者及び当社は、本サービスの利用又は提供に関して知り得た相手方、相手方顧客及び利用者の業務上又は営業上の情報（公開等された場合に当該情報の権利者が不利益を被る一切の情報及び個人情報を含み、以下「機密情報」といいます。）を、適切な管理及び措置を講じて機密として保持するとともに、相手方

の事前の承諾なしに、第三者に公表、開示又は漏洩等してはなりません。

2. 前項の定めに関らず、個人情報を除き、次のいずれかに該当する情報は、機密情報に含まれないものとします。
 - (1) 情報取得時に、既に公知又は公用となっている情報。
 - (2) 情報取得時に、既に自身が知っていた又は保有していた情報で、その事実を立証できる情報。
 - (3) 情報取得後に、自身の責によらず公知又は公用となった情報。
 - (4) 自身が正当な権限を有する第三者より機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報で、その事実を立証できる情報。
 - (5) 機密情報を利用せずに自身が独自に開発又は創作した情報で、その事実を立証できる情報。
3. 契約者又は当社は、判決、決定、命令その他司法上又は行政上の要請等によって機密情報の開示を求められた場合、当該命令等の遵守に必要な範囲においてのみ、当該機密情報を開示することができるものとします。但し、可能な限り当該開示前に相手方にその旨を報告し、その具体的対応について協議をするものとします。
4. 契約者及び当社は、機密情報を本サービスの利用又は提供に必要な目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の事前の承諾を得ずに、本サービスの利用又は提供において必要な範囲を超えて使用等してはならないものとします。

第 16 条 (契約者データ)

1. 契約者は、本サービスのデータベースに保存される契約者データの内容、性質及び容量等に関して、一切の責任を負うものとします。また、契約者データの内容及び性質等を原因として、契約者が第三者に損害を与えた場合若しくは契約者と第三者との間で紛争等が生じた場合、これらの事態を契約者自らの責任及び費用負担で解決するものとします。
2. 契約者は、当社による契約者に対する本サービスの提供に必要な範囲内で、当社が契約者データにアクセスをして、調査、分析、編集及び使用等をすることを予め承します。

第 6 章 本サービスの運営に関する規定

第 17 条 (サポート)

1. 当社は、サポートサービスとして、本サービスに関するトラブル及び利用に関する契約者及び利用者からの問い合わせを受け付けます。尚、サポートサービスに関する受付は、当社所定の WEB サイト上のフォーム又は電子メールにて受け付けます。
2. 前項のサポートサービスに関する連絡先は、別途当社より契約者に対し通知します。尚、サポートサービスの対応受付及び実施は、平日の月～金曜日の当社営業時間内（本規約制定時点においては 10：00～12：00 及び 13：00～17：00）とし、祝日、年末年始その他当社指定休業日は除くものとします。

第 18 条 (業務委託)

1. 当社は、本サービスの開発、運用、改良、障害対応及びメンテナンス等に関する業務について、当社が適当と判断する第三者に委託し又は業務提携をする場合があります。
2. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、機密情報及び契約者データを当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示する場合があることを予め承諾します。

第19条（障害時の対応）

- 当社は、本サービスの障害を知り得た場合は、契約者に対しその旨を通知した上で、当該障害の調査及び復旧対応にあたります。但し、緊急やむを得ない場合は、契約者に対する通知が対応後となる場合があります。
- 当社は、本サービスに障害が発生した場合、前項のとおり対応にあたりますが、当該障害の解決を保証するものではなく、また解決時間についても何ら保証するものではありません。

第20条（本サービスの稼動停止）

- 当社は、事前に契約者に通知をした上で、本サービスの稼動を一時停止して、本サービス及び本サービスサーバのメンテナンス又は設定作業等を行う場合があります。但し、緊急やむを得ない場合は、事後の通知となる場合があります。
- 当社は、次のいずれかに該当する事態が生じた場合、契約者に対し事前通知をすることなしに、本サービスの稼動を停止又は中断することがあります。
 - 本サービス及び本サービスサーバのメンテナンス又は設定作業等を緊急に行う必要がある場合。
 - 契約者が本規約に違反した場合。
 - コンピュータウィルス被害、火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの稼動が困難又は不可能となる場合。
 - 本サービス及び本サービスサーバへの第三者による不正なアクセス又はアタック等が行われたことにより本サービスの稼動が困難になった場合。
 - 本サービス及び本サービスサーバに関する当社以外の第三者（サーバ運営会社、電気通信事業者又はデータセンター運営会社等）の役務が提供されないとき又はそれら事業者の都合上やむを得ない場合。
 - その他不測の事態の発生又は技術上若しくは運営上の理由等により、本サービスの稼動が困難又は不可能となる場合。

第21条（責任範囲）

- 本サービスサーバに関する責任範囲は、当社が本サービスサーバとして当社以外のサーバ会社が管理・運営するサーバを利用する場合、当該サーバ会社の約款等に基づき当該サーバ会社が責任を負う範囲までとし、これを超えて当社が責任を負うものではありません。当社が本サービスサーバとして当該サーバ会社のサーバを利用する場合には、当社は当該サーバ会社の責任範囲が規定されている約款等を、別途契約者に対し交付するものとします。
- 当社の故意又は重大な過失の場合を除き、本サービスの瑕疵、データ毀損及びデータ消失等については、損害賠償義務の発生事由にはなり得ないものとし、また当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については責任を負うものではありません。
- 当社が本サービス及び本規約に関して負う損害賠償額は、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えたという特段の場合を除き、当該損害が発生した契約期間（当該損害が発生した日を含む1年間を超えないものとします。）において当社が契約者から受領した本サービス料金を超えないものとします。

第22条（免責）

- 当社は、本サービスの内容及び機能等に関して、技術上又は商業上の完全性、正確性、有用性及び将来の

結果等につき一切の保証の責任を負うものではなく、また本サービスに一切の瑕疵、障害、停止、動作不具合、データ毀損及びデータ消失等が発生しないことを保証するものではありません。尚、法令の改正又はその他外的要因等により、本サービスの内容及び機能等を維持できず、その変更等を余儀なくされる場合がありますが、この場合においても当社は一切の責任を負うものではありません。

2. 当社は、あらゆる端末、OS 及びウェブブラウザにおいて契約者が本サービスを良好に利用することができる保証するものではなく、またそのような保証をするための動作検証及び改良対応等を行う義務を負うものではありません。
3. 本サービスを通じて算出する結果（シミュレーション結果を含みます。）は、当社独自のアルゴリズム・計算方法で作成しているものであり、当社はこれらに関する正確性、完全性、適時性、有用性並びに将来の結果について保証するものではなく、また、如何なる責任も負うものではありません。当社は、本サービスを通じて算出する結果に基づき契約者が行った行為に関するあらゆる結果について、契約者に何らかの損害が発生し又は契約者と第三者間で紛争等が発生したとしても、当該損害及び当該紛争等の理由の如何を問わず、如何なる責任も負うものではありません。
4. 当社は、次の事由により契約者又はその他第三者に発生した損害等について、債務不履行責任及びその他の法律上の請求原因の如何を問わず、責任を負うものではありません。
 - (1) 本サービス及び本サービスサーバ設置施設の火災、停電、地震その他天災及び不可抗力や異常電圧等。
 - (2) コンピュータウィルス対策ソフトによっても検知されなかったウィルスの本サービス及び本サービスサーバへの侵入。
 - (3) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス及び本サービスサーバへの第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受。
 - (4) 契約者側の設定不備（容易なパスワードの設定又は必要な設定の怠り等）に起因する本サービスの障害及び動作不具合等。
 - (5) 契約者側の環境に起因する本サービスに関する障害及び動作不具合等。
 - (6) 契約者データの内容及び性質等に起因する本サービスの障害及び動作不具合等。
 - (7) 本サービス及び本サービスサーバに関する電気通信事業者、ハードウェア会社又はデータセンター運営会社等側に起因する機器故障及び回線異常等による本サービスの障害及び動作不具合等。
 - (8) 本サービスとは直接関係しない他のサービス、ソフトウェア、システム、機器類及びハードウェア等に起因する本サービスに関する障害及び動作不具合等。
 - (9) その他当社の責に帰すべからざる事由による本サービスに関する障害及び動作不具合等。
5. 当社は、次に規定する措置又は対応を行ったことで、契約者に損害等が発生したとしても、一切の責任を負うものではありません。
 - (1) 第3条（本規約の変更）に基づく本規約の変更。
 - (2) 第4条（本サービスの機能等）に基づく本サービスの機能、対応端末、対応OS 及び対応ウェブブラウザ等の追加、変更、改良又は削除等。
 - (3) 第6条（申込み）第3項に基づく申込みの不承諾又は利用契約の解約。
 - (4) 第11条（禁止事項）第2項に基づく措置。
 - (5) 第14条（支払遅延の措置）第2項に基づく措置。
 - (6) 第20条（本サービスの稼動停止）に基づく本サービスの稼動停止。
 - (7) 第25条（当社による解約）に基づく利用契約の解約。

第7章 利用契約の有効期間及び解約に関する規定

第23条（有効期間）

- 利用契約は、利用契約締結日から有効とし、申込書記載の利用契約の開始日から起算して1年間を経過する日まで有効とします。
- 利用契約の有効期間の満了日の1か月前までに、契約者から当社に対して、当社の指定する方法で解約の申込みがなかった場合には、利用契約の有効期間の満了日の翌日を当該更新に係る利用契約の開始日として、同一の内容・条件にて、利用契約が1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第24条（契約者による解約）

契約者は、解約希望日の1ヶ月以上前までに当社が定める方法による解約申請を行うことで、解約希望日をもって利用契約を解約することができます。尚、解約希望日の記載がない場合又は解約申請到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合は、解約申請が当社に到達した日から1ヶ月後を解約日とします。但し、当該解約が利用契約の有効期間中のものであっても、当社が契約者から受領済みの本サービス料金を返金することはありません。

第25条（当社による解約）

- 当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、契約者に対する書面による通知をもって、直ちに利用契約の一部又は全部を解除することができるものとします。
 - 本規約に違反し、14日以上の期間を定めてその是正を催告したにも関わらず、当該期間以内にこれが是正されなかったとき。
 - 仮差押え、仮処分、差押え、競売又は租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。
 - 支払いを停止した場合又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算いずれかの開始申立てがあったとき。
 - 解散又は事業の全部若しくは重要な事業の廃止、休止を決議したとき。
 - 関係官庁から事業の許可取消又は停止処分を受けたとき。
 - その他前各号に準じるような重大な事由が発生したとき。
- 当社は、前項の他、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - 廃止日の90日前までに契約者に対し通知した場合。
 - 天災地変等の不可抗力により本サービスを廃止せざるを得ない場合。

第26条（反社会的勢力）

- 契約者及び当社は、次のいずれかに該当しないことを相手方に対して保証し、また将来においても該当しないことを保証します。
 - 自ら又は自らの役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員及びこれに準じる者をいい、以下同じ）であること又は反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者であること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
 - 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められること。
 - 自ら又は自らの役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会

的勢力の維持・運営に協力し、又は関与していると認められること。

- (5) 自ら又は自らの役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
2. 契約者及び当社は、相手方が前項の規定に違反した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、書面による通知をもって直ちに利用契約の一部又は全部を解除することができるものとします。

第27条（利用契約終了による措置）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、利用契約の終了日をもって、本サービスを利用することができなくなります。
2. 当社は、利用契約の終了後は契約者データを保存する義務を負うものではなく、一定期間の経過をもって契約者データを削除することができるものとします。契約者は、契約者データを利用契約の終了後も保存する必要がある場合は、契約者自らの責任で利用契約の終了日までに本サービスのデータ出力機能を利用して契約者自身でデータを取得するものとします。尚、出力機能が提供されていない種類のデータについては、当社が当該データの出力及び引き渡しに応じる義務はないものとします。
3. 利用契約の終了後（終了の事由を問いません。）も、第11条（禁止事項）、第12条（利用料金）、第15条（機密保持義務）、第21条（責任範囲）、第22条（免責）及び第28条（契約者の損害賠償義務）並びに本条の規定については、対象事項が存在する限り、有効に存続するものとします。

第8章 一般条項

第28条（契約者の損害賠償義務）

本サービスの利用に関して、契約者の責により契約者が本規約に違反したことで当社が損害等を被った場合、契約者は、自身の責任と負担により当該損害等を賠償するものとします。

第29条（紛争の解決）

1. 本規約の規定について紛争又は疑義等が生じた場合は、信義誠実の原則に基づき協議を行って解決を図るものとします。
2. 本規約及び本サービスに関する準拠法は日本法とし、本規約及び本サービスから生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年 4月 1日制定施行

2023年 1月 1日社名変更

2023年 7月 10日 変更